

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第39号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第68条の3</u>の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</p> <p>5 略</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <p><u>2 別表第1の第1欄に掲げる基金のうち、国から交付された交付金等が原資となっているものは、前項の規定にかかわらず、同表の第5欄に掲げる事由のほか、当該交付金等を国に返還するために必要な経費の財源に充てるため、これを処分することができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(条例の廃止)</p> <p>2 略</p> <p>(鳥取県税条例の一部改正)</p> <p>3 略</p> <p><u>(鳥取県介護保険財政安定化基金の処分の特例)</u></p> <p><u>4 鳥取県介護保険財政安定化基金は、平成24年度に限り、介護保険法附則第10条第1項の規定に基づき、その一部を処分することができる。</u></p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第75条の2</u>の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</p> <p>5 略</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(条例の廃止)</p> <p>2 略</p> <p>(鳥取県税条例の一部改正)</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p>

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
11 鳥取県森林整備担い手育成基金	林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等並びに間伐等の森林整備を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当するとき。
12 鳥取県環境学術等研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境その他の地域の課題に関する調査	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を	

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
11 鳥取県森林整備担い手育成基金	林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	<u>この条例又は附則第2項の規定による廃止前の鳥取県森林整備担い手育成基金条例（平成5年鳥取県条例第5号）の規定により運用益金として積み立てられた額であって現に存するものの合計額に相当する額の範囲内において、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</u>
12 鳥取県環境学術等研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を	

			<p>研究に対する助成等を行い、もって環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進並びに個性豊かな地域社会の形成に資すること。</p>	<p>達成するために必要な経費の財源に充当</p> <p>(2) (1) のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>				
			<p>研究に対する助成等を行い、もって環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進並びに個性豊かな地域社会の形成に資すること。</p>	<p>達成するために必要な経費の財源に充当</p> <p>(2) (1) のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>				
13	鳥取県森林整備地域活動支援基金	<p>森林所有者等に対し森林の施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的な機能を確保すること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当</p> <p>(2) (1) のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>				
13	鳥取県森林整備地域活動支援基金	<p>国から交付される交付金を原資として森林所有者等に対し森林の施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的な機能を確保すること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当</p> <p>(2) (1) のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>			<p>(1) 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p> <p>(2) 当該基金の原資として国から交付された交付金を国に返還するために必要な経費の財源に充てるとき。</p>	

当該基

				金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てると き。
略				

略				

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益 金の整 理又は 処理	処分事 由
略				
2 鳥取 県国民 健康保 険広域 化等支 援基金	国民健康 保険事業の 運営の広域 化又は国民 健康保険の 財政の安定 化を推進す るための市 町村に対す る支援の方 針の作成、 当該方針に 定める施策 の実施その 他国民健康 保険事業の 運営の広域 化又は国民 健康保険の 財政の安定 化に資する 事業に必要 な費用に充 てること。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該 基金の 設置目 的を達 成する ために 必要な 経費の 財源に 充てると き。
3 鳥取 県後期 高齢者 医療財 政安定	後期高齢 者医療の財 政の安定化 に資する事 業及び後期	(1) 高齢 者の医療 の確保に 関する法 律第116	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して	当該 基金の 設置目 的を達 成する

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益 金の整 理又は 処理	処分事 由
略				
2 鳥取 県国民 健康保 険広域 化等支 援基金	国民健康 保険事業の 運営の広域 化又は国民 健康保険の 財政の安定 に資する事 業に必要な 費用に充て ること。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該 基金の 設置目 的を達 成する ために 必要な 経費の 財源に 充てると き。
3 鳥取 県後期 高齢者 医療財 政安定	後期高齢 者医療の財 政の安定化 に資する事 業に必要な	(1) 高齢 者の医療 の確保に 関する法 律第116	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して	当該 基金の 設置目 的を達 成する

化基金	高齢者医療 広域連合に 対して保険 料率の増加 の抑制を 図るための 交付金を 交付する 事業に 必要な 費用に 充てる こと。	条第5項 及び前期 高齢者交 付金及び 後期高齢 者医療の 国庫負担 金の算定 等に関する 政令 (平成19 年政令第 325号) 第19条の 規定に基 づき、一 般会計歳 入歳出予 算に定め る額 (2) 前期 高齢者交 付金等及 び後期高 齢者医療 の国庫負 担金の算 定等に関 する政令 第19条第 1項の条 例で定め る割合 は、1万 分の9と する。	当該基 金に積 立て	ために 必要な 経費の 財源に 充てる とき。	化基金	費用に充て ること。	条第5項 及び前期 高齢者交 付金及び 後期高齢 者医療の 国庫負担 金の算定 等に関する 政令 (平成19 年政令第 325号) 第19条の 規定に基 づき、一 般会計歳 入歳出予 算に定め る額 (2) 前期 高齢者交 付金等及 び後期高 齢者医療 の国庫負 担金の算 定等に関 する政令 第19条第 1項の条 例で定め る割合 は、1万 分の9と する。	当該基 金に積 立て	ために 必要な 経費の 財源に 充てる とき。
-----	--	---	------------------	--	-----	---------------	---	------------------	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。